

議案第51号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
制定の件

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和4年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「67年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規

定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。) (第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。) を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職 (第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。) を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第14条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(公立芽室病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員

の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定に

より異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員の定年は、年齢67年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の定年の特例に関する条例廃止）

第2条 職員の定年の特例に関する条例（平成21年条例第45号）は、廃止する。

（芽室町職員の再任用に関する条例廃止）

第3条 芽室町職員の再任用に関する条例（平成26年条例第26号）は、廃止する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条第9項を削る。

第9条の3第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「運賃相当額」を「運賃等相当額」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「この条例」を「この項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

第18条の5の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第1項から第7項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第3条ただし書に規定する職員
 - (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額と

の合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

に改める。」

別表第2イ 医療職俸給表（2）の表中「俸給表」を「給料表」に、「俸給月額」を「給料月額」に、「再任用以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800

に改め、同表ウ 医療職俸給表（3）の表中「俸給表」を「給料表」に、「俸給月額」を「給料月額」に、「再任用以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

に改める。

（職員旅費支給条例の一部改正）

第5条 職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6ヶ月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第7条 特殊勤務手当支給条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正す

る。

第4条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の勤務時間・休暇等に関する条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同項」を「同法第22条の4第1項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「職員の定年等に関する条例」の次に「(昭和59年条例第7号)」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第8条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第16条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(芽室町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 芽室町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第11条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出し中「、休職及び降給」を「及び休職」に改める。

第5条を削る。

第6条中「、休職又は降給」を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員

(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超え

ない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、前条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第 8 条において同じ。）に達している者（新条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）

第 5 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）

第 6 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職

員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時

間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（第4条の規定に関する経過措置）

第10条 改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第15項から第21項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第11条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与

条例の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 18 条第 3 項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第 18 条の 4 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第 4 条第 1 項から第 7 項まで、第 8 条、第 9 条、第 9 条の 4、第 9 条の 5 及び第 17 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

第 12 条 前 2 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（第 7 条の規定に関する経過措置）

第 13 条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の特殊勤務手当支給条例の規定を適用する。

（第 8 条の規定に関する経過措置）

第 14 条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間・休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第 2 条第 3 項に

規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(第9条の規定に関する経過措置)

第15条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)附則第15項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等に係る関係条例の整理をしようとするものであります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員の定年等に関する条例の一部改正)</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則 (第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度 (第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条—第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条)</u></p> <p><u>第5章 雑則 (第13条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。ただし、公立芽室病院において医療業務に従事する医師の定年は、年齢<u>67年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、公立芽室病院において医療業務に従事する医師の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職</p>

改正案	現 行
<p>すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の</u></p>	<p>すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の</u></p>

改正案	現 行
<p>運営に著しい支障が生じること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる</u>。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない</u>。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u>。</p> <p>5 一略一</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第14条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（公立芽室病院におい</p>	<p>運営に著しい支障が生じるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存する</u>と認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない</u>。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる</u>。</p> <p>5 一略一</p>

改正案	現 行
<p>て医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、<u>法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする</u> <u>こと。</u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p><u>（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>	

改正案	現 行
<p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p>	

改正案

現 行

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をい

改正案	現 行								
<p>う。)を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>第13条 <u>この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1と2 一略一</p> <p><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="253 758 1093 1069"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員の定年は、年齢67年とする。</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	<p>附 則</p> <p>1と2 一略一</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

改正案	現 行
<p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>5 任命権者は、当分の間、職員（<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。</u>）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「<u>情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度</u>」という。）（<u>情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「<u>末日経過職員</u>」という。）を除く。</u>）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正) (昇給の基準等)</p> <p>第4条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における</p>	<p>(昇給の基準等)</p> <p>第4条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における</p>

改正案	現 行
<p><u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2～7 ー略ー</p> <p><u>8 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第9条の3 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） ー略ー</p> <p>（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの</p>	<p><u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2～7 ー略ー</p> <p><u>8 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p><u>9 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第9条の3 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） ー略ー</p> <p>（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの</p>

改正案	現 行
<p>(以下この条において「自動車等」という。)を利用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 一略一</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出した当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則</p>	<p>(以下「自動車等」という。)を利用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 一略一</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出したその者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定め</p>

改正案	現 行
<p>で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～カ 一略一</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの<u>運賃等相当額</u>及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 一略一</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られ</p>	<p>る職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～カ 一略一</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの<u>運賃相当額</u>及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 一略一</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日に</p>

改正案	現 行
<p>た日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下<u>この項</u>において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して規則で定めるものに限る。）には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外</p>	<p>において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下<u>この条例</u>において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して規則で定めるものに限る。）には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤</p>

改正案	現 行
<p>勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第18条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）～（4） 一略一</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4と5 一略一</p>	<p>務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第18条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）～（4） 一略一</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4と5 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第11項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の総額は、それぞれの当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当 基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 ー略ー</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第18条の5 第4条第1項から第7項まで、第8条、第9条、第9</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第11項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の総額は、それぞれの当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当 基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 ー略ー</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第18条の5 第8条、第9条、第9条の4、第9条の5及び第17条</p>

改正案	現 行
<p>条の4、第9条の5及び第17条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則 1～14 一略一</p> <p>15 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、<u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>16 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</u></p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第3条ただし書に規定する職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定</u></p>	<p>の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則 1～14 一略一</p>

改正案	現 行
<p>により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</p> <p>17 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>18 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>	

改正案

現 行

- 19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正案								現行							
別表第1（第3条関係） 行政職給料表								別表第1（第3条関係） 行政職給料表							
職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外 の職員	1	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	再任 用以 外の 職員	1	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-
	2	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-		2	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	3	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-		3	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	4	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-		4	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	122	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-		122	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	123	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-		123	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
124	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	124	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-		
125	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	125	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100								

改正案

現行

別表第2（第3条、第4条関係）

別表第2（第3条、第4条関係）

イ 医療職給料表（2）

イ 医療職俸給表（2）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-
	2	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	3	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	4	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	100	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	110	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
111	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	
112	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	
113	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 用以 外の 職員	1	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-
	2	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	3	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	4	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	100	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	110	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
111	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	
112	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	
113	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	
再任 用職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

改正案

現行

ウ 医療職給料表 (3)

ウ 医療職俸給表 (3)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-
	2	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	3	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	4	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	166	-略-					
	167	-略-					
	168	-略-					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用以外の職員	1	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-	円 -略-
	2	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	3	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	4	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-
	166	-略-					
	167	-略-					
	168	-略-					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

改正案	現 行
<p>(職員旅費支給条例の一部改正)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受ける町職員（臨時的任用職員を含み、非常勤職員（同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）及び特別職（以下「職員」という。）の旅費支給に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6ヶ月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>(特殊勤務手当支給条例の一部改正)</p> <p>(放射線業務手当)</p> <p>第4条 一略一</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受ける町職員（臨時的任用職員を含み、非常勤職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）及び特別職（以下「職員」という。）の旅費支給に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6ヶ月以下給料の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>(放射線業務手当)</p> <p>第4条 一略一</p>

改正案	現 行
<p>2 一略一</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>は、前項の月額5,000円に、職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正) (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を<u>占めるもの</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 一略一 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>につい</p>	<p>2 一略一</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>は、前項の月額5,000円に、職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員で<u>同項</u>に規定する短時間勤務の職を<u>占める職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 一略一 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、</p>

改正案	現 行
<p>ては、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り进行を定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあつては、4週間を超えない期間につき、1週間あたり1日以上の割合で当該育児短時間勤務職員の内容に従った週</p>	<p>日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り进行を定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあつては、4週間を超えない期間につき、1週間あたり1日以上の割合で当該育児短時間勤務職員の内容に従った週休日）を設ける場</p>

改正案	現 行
<p>休日) を設ける場合には、この限りでない。 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日間を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)と(3) 一略一</p> <p>2と3 一略一</p> <p>(非常勤職員の勤務時間・休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間・休暇等については、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p> <p>(職員の育児休業等に関する条例の一部改正) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(<u>昭和59年条例第7号</u>)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>	<p>合には、この限りでない。 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日間を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)と(3) 一略一</p> <p>2と3 一略一</p> <p>(非常勤職員の勤務時間・休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間・休暇等については、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>

改正案	現 行
<p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) ー略ー (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)と(2) ー略ー</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(芽室町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)</p> <p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、前年度における人事行</p>	<p>(3) ー略ー (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)と(2) ー略ー</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、前年度における人事行</p>

改正案	現 行
<p>政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2)～(8) 一略一</p> <p>(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正) (降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>第5条 職員の意に反する降任、免職の処分は、その旨を記載した辞令を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>第6条 一略一 第7条 一略一 第8条 一略一 第9条 一略一 第10条 一略一 第11条 一略一</p>	<p>政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2)～(8) 一略一</p> <p>(降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>第5条 <u>任命権者が職員を降給することのできる場合は、当該職員が降任されたときに限るものとする。</u></p> <p>第6条 職員の意に反する降任、免職、<u>休職又は降給</u>の処分は、その旨を記載した辞令を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>第7条 一略一 第8条 一略一 第9条 一略一 第10条 一略一 第11条 一略一 第12条 一略一</p>

改正案	現 行
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(勤務延長に関する経過措置)</u> 第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基</p>	

改正案	現 行
<p><u>準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u></p> <p><u>3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。</u></p> <p><u>（定年退職者等の再任用に関する経過措置）</u></p> <p><u>第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条約定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者</u></p> <p><u>(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者</u></p> <p><u>(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</u></p> <p><u>(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者</u></p> <p><u>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者</u></p> <p><u>(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者</u></p> <p><u>(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</u></p> <p><u>(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</u></p> <p><u>(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者</u></p> <p><u>3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。</u></p> <p><u>4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しく</u></p>	

改正案

現 行

は第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

改正案	現 行
<p>2 <u>令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。</u> <u>（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）</u></p> <p>第5条 <u>令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u> <u>（1） 施行日以後に新たに設置された職</u> <u>（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職</u></p> <p>2 <u>令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。</u> <u>（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用</u></p>	

改正案	現 行
<p>する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)</p> <p>第6条 <u>令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p>(1) <u>施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職</u></p> <p>(2) <u>施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職</u></p> <p>2 <u>令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。</u></p> <p><u>(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)</u></p> <p>第7条 <u>令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたもの</u></p>	

改正案	現 行
<p>とした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。</p> <p>(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）</p> <p>(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）</p> <p>2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。</p> <p>3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）</p> <p>第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条におい</p>	

改正案	現 行
<p>て「<u>新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職</u>」という。） <u>に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u> <u>（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）</u> <u>第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。</u> <u>（第4条の規定に関する経過措置）</u> <u>第10条 改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第15項から第21項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」とい</u></p>	

改正案	現 行
<p>う。) 附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第11条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合</p>	

改正案	現 行
<p><u>に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。</u></p> <p><u>6 新給与条例第18条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</u></p> <p><u>7 新給与条例第4条第1項から第7項まで、第8条、第9条、第9条の4、第9条の5及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p>	

改正案	現 行
<p>8 <u>前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>(その他の経過措置の規則への委任)</u></p> <p>第12条 <u>前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</u> <u>(第7条の規定に関する経過措置)</u></p> <p>第13条 <u>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の特殊勤務手当支給条例の規定を適用する。</u> <u>(第8条の規定に関する経過措置)</u></p> <p>第14条 <u>暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間・休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</u> <u>(第9条の規定に関する経過措置)</u></p> <p><u>第15条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する職員の給与に関する</u> <u>条例（昭和26年条例第9号）附則第15項の規定の適用については、同項中「1」とする」とあるのは、「1）に、職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p>	

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う改正内容について

1 改正趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少するなか、能力と意欲のある高齢期職員がその知識・技術・経験等を伝承していくことは今後の行政運営に当たり重要な意味を持ち、複雑高度化する行政課題に的確に対応できることから、令和3年6月11日付けで国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され、定年引上げに係る所要な措置が講じられたことに伴い、同日付けで地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことから、同様の措置を講ずるもの。

2 改正内容

(1) 定年年齢の段階的な引上げ

令和5年4月から現行60歳（一般職）の定年を2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げる。

	現行	令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度	令和13年度 ～【完成】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
対象職員	昭和37年度生 (1962/4/2～ 1963/4/1)	昭和38年度生 (1963/4/2～ 1964/4/1)	昭和39年度生 (1964/4/2～ 1965/4/1)	昭和40年度生 (1965/4/2～ 1966/4/1)	昭和41年度生 (1966/4/2～ 1967/4/1)	昭和42年度生 (1967/4/2～ 1968/4/1)

※定年引上げ期間中対象職員数の推移については、下記のとおり。

・定年引上げ職員数の推移（令和4年4月1日時点の職員数による） ※医療職含む

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1963（昭和38）年 度生まれ	60歳 3人	61歳 3人	62歳	63歳	64歳	65歳				
1964（昭和39）年 度生まれ	59歳 6人	60歳 6人	61歳 6人	62歳 6人	63歳	64歳	65歳			
1965（昭和40）年 度生まれ	58歳 11人	59歳 11人	60歳 11人	61歳 11人	62歳 11人	63歳 11人	64歳	65歳		
1966（昭和41）年 度生まれ	57歳 6人	58歳 6人	59歳 6人	60歳 6人	61歳 6人	62歳 6人	63歳 6人	64歳 6人	65歳	
1967（昭和42）年 度生まれ	56歳 11人	57歳 11人	58歳 11人	59歳 11人	60歳 11人	61歳 11人	62歳 11人	63歳 11人	64歳 11人	65歳 11人

※ 部分は定年退職対象

【身分・給与・諸手当比較表】

	60歳以降常勤職員	定年前再任用短時間勤務職員	暫定再任用職員
職の身分	常勤職員	退職後、短時間の職に再任用	退職後、常時勤務（フル）又は短時間勤務（パート）に再任用
給与（職階）	7割措置（4級・主査）	2級（主事相当）	2級（主事相当）
期末・勤勉手当	○	○	○
通勤手当	○	○	○
扶養手当	○	×	×
時間外勤務手当	○	○	○
住居手当	○	×	×
寒冷地手当	○	×	×
任期	定年退職日に当たる日まで	常勤職員の定年退職日に当たる日まで	1年以内（更新可）

(5) 情報提供・意思確認制度の新設

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当等の制度に関する情報提供を行い、職員の60歳以後の勤務意思を確認する。

※対象者に対して、毎年調査を実施する。

(6) 60歳に達した職員の給与に関する措置

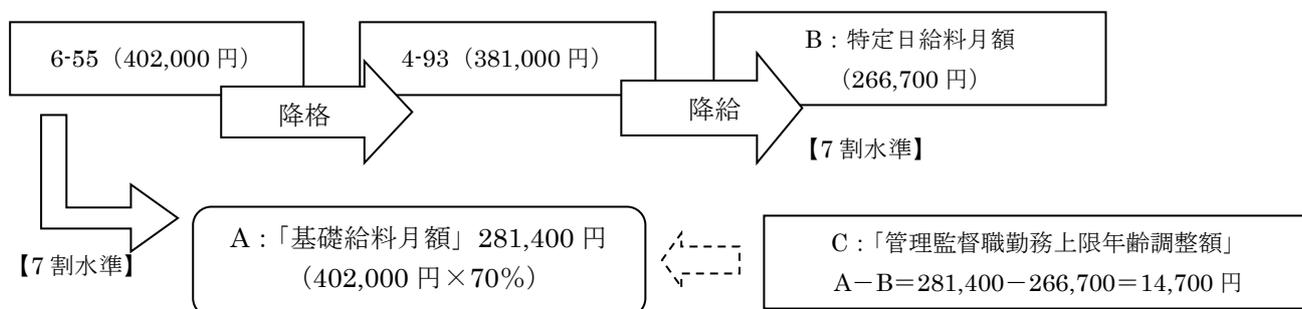
職員の給料月額を、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、「7割措置」とする。

【役職定年の対象となる職員】

管理監督職（管理職手当支給対象）職員は、管理監督職勤務上限年齢に達したことによる降任と、7割措置の二重適用となるが、「管理監督職勤務上限年齢調整額」により、役職定年前の月額を基準として7割となるように加算される。

(60歳に到達した「管理監督職職員」)

【例】：課長職 6級55号俸（402,000円）

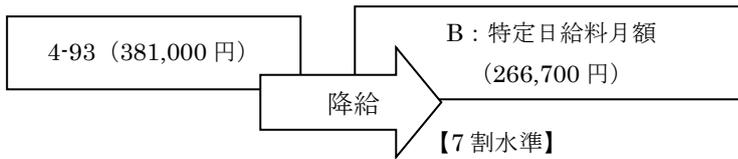


■4月1日以後の給料支給額

特定日給料月額 (B) + 管理監督職勤務上限年齢調整額 (C) = 281,400円

(60歳に到達した「非管理監督職職員」)

【例】：係長職 4級 93号俸 (381,000円)



■4月1日以後の給料支給額

特定日給料月額 (B) = 266,700円

(7) 60歳に達した職員の給与に関する措置 (退職手当)

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を定年退職として算定することとする。

※勸奨退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額の割増率は、現行の定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持する。(60~64歳の者が勸奨退職する場合は給料月額は割増されない。)

特例定年 (条例により別途定年を定める職) の職員については、現行どおり。

(現行制度下での割増の対象となる年齢と割増率)

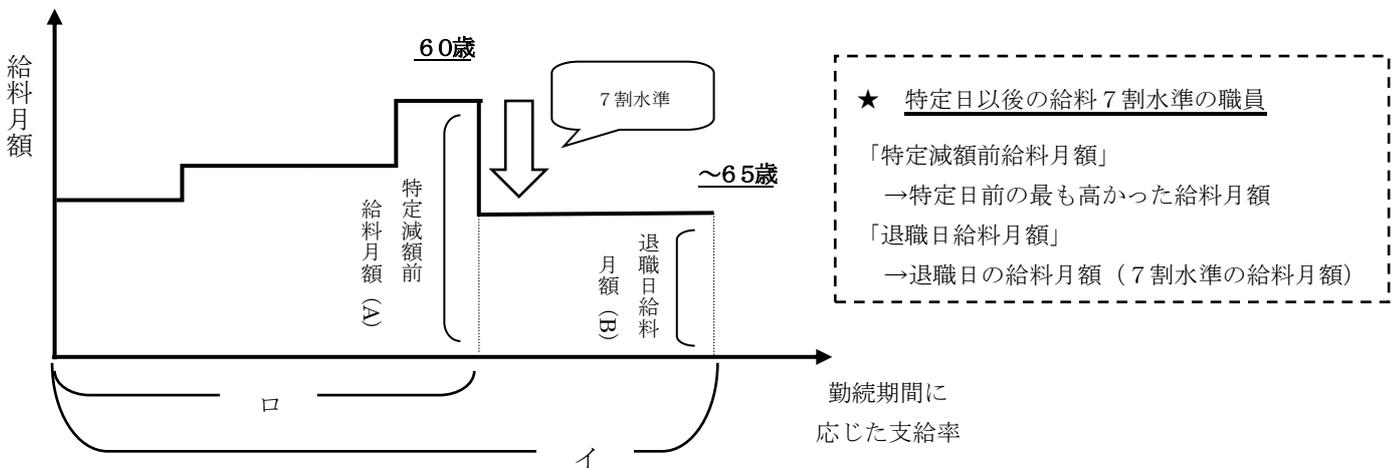
* ()書きは現行60歳定年の場合	定年1年前 (59歳)	定年2年前 (58歳)	定年3年前 (57歳)	定年4年前 (56歳)	...	定年13年前 (47歳)	定年14年前 (46歳)	定年15年前 (45歳)
一般職員	2%	6%	9%	12%	...	39%	42%	45%

※定年到達日の6月未満である場合、割増適用外としていたのは、適用とする。

また、定年引上げ前の定年年齢と退職時年齢との差が1年未満である場合2%としていたのは、3%とする。

○職員が60歳(※)に達した日以後の最初の4月1日 (=特定日) から7割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用される。

(※) 現行の特例定年の職員については、当該特例定年の年齢



■退職手当の基本額

＝特定減額前給料月額(A) × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ) × 調整率 + 退職日給料月額(B) × (退職日までの勤続期間に応じた支給率(イ) - 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ)) × 調整率

(8) 職員採用数と定数条例の関連性

ア 職員採用数について

従来の退職補充をベースとした新規職員採用は、定年が引き上がり、隔年で定年退職者が生じない年度があれば、新規採用できないこととなる。組織の新陳代謝を確保し、年齢構成の適正化を図るためには、継続的に新規採用職員を確保する必要があるため、複数年単位で新規採用者数を平準化する。

(退職者ベースの採用方針)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
前年度末の退職者数等	0	2	0	3	0	7	0	3	0	7
新規採用者数	0	2	0	3	0	7	0	3	0	7



(平準化の採用方針)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
前年度末の退職者数等	0	2	0	3	0	7	0	3	0	7
新規採用者数	1	1	1	2	3	4	1	2	3	4
一時的な定員の増(累計)	+1	±0	+1	±0	+3	±0	+1	±0	+3	±0

イ 定数条例について

年齢構成の偏りを抑制するため、平準化して新規採用職員を確保した場合、上記のとおり、段階的な定年引上げ期間中に一時的な職員定数増が見られる。従来とは異なる定員管理を行う場合であっても、地方公共団体の事務事業を効果的・効率的に遂行するための適正な人員数であり、かつ事務事業ごとに過不足なく配置するという定員管理原則を堅持し、暫定再任用を希望する職員の勤務形態（フル・パート）や定年前再任用短時間勤務を希望する職員の推移を的確に把握し、計画的な採用を続けるうえで、現在職員の動向から必要となる場合には、職員定数条例の改正にて対応を行う。

ウ 芽室町職員数適正化方針との連動

令和2年4月策定の本方針（令和2年度～8年度）については、定年退職者推移と採用計画から人件費見込を推計し中期財政計画との整合を図っていくことと掲げている。60歳定年として計画した方針であるため、定年引上げの種々の制度を踏まえた本町としての方針を反映させ、高齢期職員の今後の勤続意向を丁寧に確認し、状況に応じて適切な見直しを図る。

※定年引上げ期間中の対象職員に実施した「勤務意向調査」に基づく職員全体数の推移（次ページ参照）

定数条例を踏まえた定年引上げ期間中の職員数の推移について(意向調査反映後) ※R4.10現在

年度	定年年齢	区分	(60歳退職者)	61歳以上の職員数			新規採用	前年退職者・新規採用・再任用移行者の増減数				全体数 (※定数外除く)	職員定数 (※定数条例)	定数超過数 (全体数-職員定数)	
				61歳以上常勤職員		再任用(暫定)職員		前年退職	新規	再任	再任上限				
				退職者	退職者以外										
3	60歳	行政職	6			0						191	200	△ 9	
		病院職	5			0						109	135	△ 26	
4	60歳	行政職	4			1	1	6	△ 6	6	1		198	200	△ 2
		病院職	4			1	1	3	△ 5	4	1		113	135	△ 22
5	61歳	行政職		0	0	2	2	7	△ 5	7	1		201	200	1
		病院職		0	0	3	3	0	△ 4	4	4		117	135	△ 18
6	61歳	行政職		2	0	2	4	1	0	1	0		202	200	2
		病院職		1	0	3	4	0	0	0	0		117	135	△ 18
7	62歳	行政職		0	2	3	5	1	△ 3	1	1		201	200	1
		病院職		0	3	4	7	1	△ 1	1	1		118	135	△ 17
8	62歳	行政職		2	6	3	11	1	△ 1	1	0		201	200	1
		病院職		3	3	3	9	0	0	0	0		118	135	△ 17
9	63歳	行政職		0	8	3	11	2	△ 3	2	1	△ 1	200	200	0
		病院職		0	6	3	9	3	△ 3	3	3	△ 1	120	135	△ 15
10	63歳	行政職		6	6	2	14	3	△ 3	3	0	△ 1	199	200	△ 1
		病院職		3	5	1	9	0	0	0	0	△ 4	116	135	△ 19
11	64歳	行政職		0	9	3	12	4	△ 6	4	2	△ 1	198	200	△ 2
		病院職		0	11	1	12	4	△ 4	4	4	△ 1	119	135	△ 16
12	64歳	行政職		2	11	2	15	1	0	1	0	△ 1	198	200	△ 2
		病院職		1	16	0	17	0	0	0	0	△ 3	116	135	△ 19
13	65歳	行政職		0	16	1	17	2	△ 2	2	1	△ 2	197	200	△ 3
		病院職		0	19	1	20	3	△ 3	3	3	△ 4	115	135	△ 20
14	65歳	行政職		4	18	0	22	3	0	3	0	△ 1	199	200	△ 1
		病院職		1	18	0	19	0	0	0	0	△ 3	112	135	△ 23
15	65歳	行政職		3	23	0	26	4	△ 4	4	0	0	199	200	△ 1
		病院職		8	12	0	20	4	△ 4	4	0	0	112	135	△ 23
16	65歳			10	36	0	46	11	△ 11	11	0	0			
17			9	38	0	47	10	△ 10	10	0	0				
18			6	41	0	47	9	△ 9	9	0	0				
19			10	37	0	47	6	△ 6	6	0	0				
20			11	29	0	40	10	△ 10	10	0	0				
21			11	26	0	37	11	△ 11	11	0	0				
22			9	23	0	32	11	△ 11	11	0	0				
23			6	24	0	30	9	△ 9	9	0	0				
24			3	29	0	32	6	△ 6	6	0	0				
25			8	29	0	37	3	△ 3	3	0	0				